

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

人権国家を標榜する我が国において、えん罪被害者の人権救済は重要な課題である。

えん罪被害者を救済するための制度として「再審」があるが、その手続きを定めた刑事訴訟法第四編「再審」における再審請求手続の審理の在り方に関する規定は不十分であり、裁判所の広範な裁量に委ねられているため、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、証拠開示の問題は重要であり、過去の多くのえん罪事件では、捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかとなり、えん罪被害者を救済するための大きな要因となっている。このため、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みが必要だが、現行法にはそのことを明文した規定が存在せず、裁判官や検察官の対応によって証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、この是正には、証拠開示の制度化が不可欠である。

また、再審開始決定に対して検察官が不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定することとどまり、再審公判において、検察官にも有罪立証をする機会が与えられているため、再審開始決定に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、国においては、えん罪被害者を救済するため、刑事訴訟法の再審規定を改正するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日

岡山県議会

(提出先)

内閣総理大臣

法務大臣

衆議院議長

参議院議長